

昭和五十四年八月二十日

第三回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

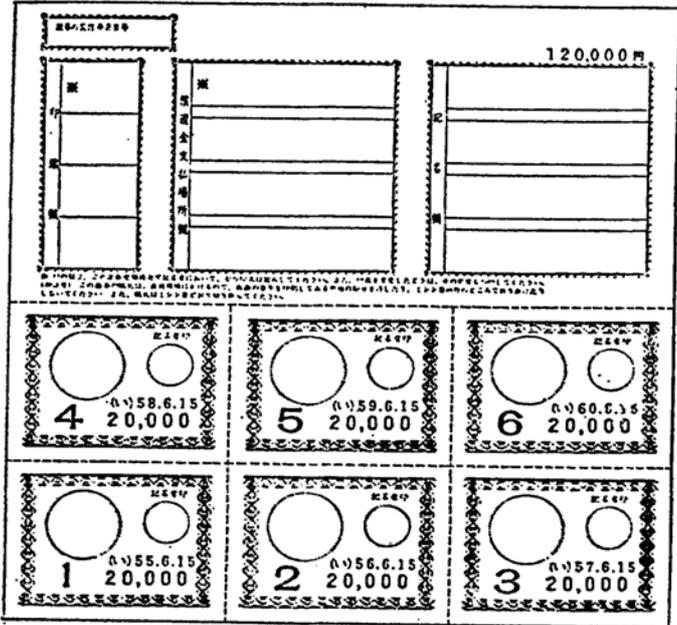
国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第二項の規定により発行する第三回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

寸法	全体 本券 賦札	縦二百十八ミリメートル 横二百十三ミリメートル 縦百六ミリメートル 横二百十三ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「大蔵省印」の白すきちらし	
表	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字 地模様 「記名」、記号の文字、大蔵大臣の印章 及び渡し期を表わす文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	赤味紫色 淡オリーブ色、赤味黄色及び 明るい緑色 赤色 白抜き 黒色
裏	彩紋、唐草模様及び文字	灰味赤紫色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考） 第三回特別弔慰金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。



(表面)



(裏面)